



# 豊新だより

第32号

## 経営体育成基盤整備事業 利根西部地区



整備前 (利根西部地区 / 早尾)



整備後 (利根西部地区 / 早尾)

### 改良区の概要 (令和5年5月31日現在)



組合員数	4,041人
受益面積	4,023ha
総代数	60名
理事数	15名
監事数	3名
職員数	16名

〒300-1324  
 稲敷郡河内町源清田 5 9 6 0  
 TEL 0 2 9 7 - 8 4 - 2 2 2 6  
 FAX 0 2 9 7 - 8 4 - 2 2 3 0  
 Eメール toyodashintone@ab.auone-net.jp  
 ホームページ <http://www.toyodashintone.com>  
 発行人 豊田新利根土地改良区  
 理事長 岡田 金 男



豊田新利根土地改良区

理事長 岡田 金 男



新年度にあたり、組合員の皆様へご挨拶申し上げます。日頃より土地改良区の運営並びに土地改良事業の推進にご協力を賜わり厚く御礼申し上げます。また、茨城県南農林事務所稲敷土地改良事務所をはじめ茨城県土地改良事業団体連合会、各行政機関の皆様方にはご指導ご支援を頂き感謝申し上げます。

新型コロナウイルスの感染もようやく落ち着きを見せ、日常生活も感染拡大前に戻りつつありますが、土地改良区としましては感染予防に努め、感染が終息することを期待したいと思っております。

また、昨年度より続いております電気料の高騰により、機場の電力料金が過去にない金額になっており予算編成にも支障を

来たしました。どうか昨年度、今年度と賦課金を上げずに予算を組むことが出来ましたが、組合員の皆様には水を大切に使用して頂き節水等にご協力頂きます様お願い致します。

事業実施状況ですが、令和5年度は県営早井東部1期地区は河内第9機場までの用水路工事、県営早井東部2期地区は河内第1機場の改修工事、県営利根西部1期工事は区画整理の付帯工事、県営利根西部2期地区は仕上整地工事と用水機場及び区画整理設計、県営利根西部3期地区は区画整理設計、県営利根南部1期地区は荒整地と測量設計、県営利根南部2期地区は測量設計を予定しております。

また、老朽化の進んだ施設につきましましては団体営維持管理適正化事業等で順次改修していく予定です。

今後も経費の節減、賦課金収納率の向上に取り組み、役職員一丸となって業務運営に努めて参りますので宜しくお願い致します。



茨城県南農林事務所  
稲敷土地改良事務所

所長 阿部 幸 浩



本年4月の定期人事異動により、稲敷土地改良事務所に赴任しました阿部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

豊田新利根土地改良区の皆様には、日頃より、本県の農業振興並びに農業農村整備事業の推進について、ご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、農業農村を取り巻く情勢は、農業従事者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増大、農業水利施設の老朽化に加え、近年は大規模自然災害の頻発化・激甚化、国際情勢の変化による肥料・燃油・資材・電気料金等の価格高騰など大きく変化し、地域農業にも様々な影響を与えているところですが、

一方で、我々を長く苦しめてきた新型コロナウイルス感染症は、

5月から感染法上の位置づけが5類に引き下げられるなど、コロナと共生し社会経済活動の正常化を目指す新たな転換期を迎えています。

このようななか、本県では、昨年度改定しました「第2次茨城県総合計画」に基づき、「活力があり県民が日本一幸せな県」を目指すこととしており、農業分野におきましては、農業者がしっかりと利益を上げられる「儲かる農業」の実現に向けて、農業の構造改革やブランド力の強化などの取組を積極的に進めているところです。

このため、これらを支える農業農村整備につきましましては、水田では生産コストの大幅な削減のための大区画化や高収益作物の作付拡大に向けた排水改良を進めるとともに、畑地では生産性向上のための区画整理や高品質な青果物の安定生産に向けたかんがい施設の整備を推進しています。また、老朽化が進む農業水利施設の長寿命化対策を推進するとともに、農地周辺の身近な水路等も含め適切に管理していくため、地域ぐるみによる保全管理なども支援しています。さらに、防災・減災対策とし



て、農地・集落等への冠水被害の軽減を図るため、排水機場等の改修、田んぼダムの普及にも取り組んでいるところだ。

管内の農業農村整備としましては、現在実施中の「利根西部地区」「利根南部地区」に代表されます水田等の面的な基盤整備や「早井東部地区」をはじめとした農業水利施設の長寿命化対策を進めるほか、県単土地改良事業による小規模な基盤整備や多面的機能支払交付金の活動等を積極的に支援しております。

当事務所としましては、地元負担の軽減や事業効果の早期発現を念頭に置きながら計画的に基盤整備を進め、管内の農業農村が今後も元気で活力あるものとなりますよう、職員一丸となって取り組んでまいりますので、引き続き、皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、豊田新利根土地改良区の益々のご発展と皆様のご健勝をご祈念申し上げます、挨拶いたします。



茨城県土地改良事業団体連合会  
県南事業所

所長 高見昌則



4月の定期異動によりまして、土地改良事業団体連合会県南事業所に赴任いたしました高見でございます。どうぞよろしくお願い致します。

岡田理事長をはじめ、豊田新利根土地改良区の皆様方には、常日頃より農業農村整備事業の推進はもとより本会の運営並びに諸事業の推進につきまして、多大なるご理解とご協力、ご支援を賜っておりますことに紙面をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルスの変異株に翻弄された一方で、感染対策の緩和に大きく踏み出した1年でありましたが、本会において、例年実施している各種会議、研修会等が影響を受け、書面による開催または延期、中止など会員の皆様には何かとご迷惑やご不便をおかけ致しました。

5月8日以降、季節性インフルエンザと同等の「5類」へ引き下げられ、コロナ禍からの社会経済活動の正常化に向け、大きな転換期を迎える中、引き続き、政府の方針を充分、留意した上で、組織運営並びに諸事業に当たって参りますので、ご理解とご協力をよろしくお願い致します。

さて、昨年2月に発生した、ロシアによるウクライナ侵攻に起因し、食料の安定供給が危惧され、さらには、肥料・飼料の価格上昇や電気料金高騰など農業生産を取り巻く環境が脅かされる事態となっております。

こうした中、国は、食料・農業・農村基本法の総合的な検証と見直しに着手し、数十年先を見据えた国内農業生産の強化を図ることとしております。大問題となっている電気料金高騰は、当面続くと見込まれ、本年度も厳しい農業環境が続くと想定され、さらに、農業従事者の高齢化や担い手の減少、荒廃農地の増大、農業用施設の老朽化、頻発する自然災害などにより、農地や農業用水等の管理に支障が生じることで、営農の継続が困難になるなど、様々な課題に直面しております。

このような情勢のもと、「食料・農業・農村基本計画」、「土地改良長期

計画」などに位置付けられた政策の実現に向け、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備の実施と、担い手への集積・集約化の推進や、老朽化が進む農業水利施設の適時・適切な長寿命化対策の実施、更には、頻発する自然災害に対し、農村地域の防災・減災対策を効果的に推進する国土強靱化への取り組みが重要であります。国の農業農村整備事業関係予算につきましては、令和4年度補正予算と令和5年度当初予算を合わせて、6,134億円が確保されております。しかしながら、農業農村整備事業を計画的に実施する為には、年度当初予算をしっかりと確保することが必要不可欠であります。当初予算の確保について、引き続き、会員の皆様方のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本会といたしましては、国、県の関係機関と連携を図りながら、会員の皆さまと一緒に、農業農村整備をさらに推進して参りたいと考えておりますので、宜しくお願い申し上げます。

結びに、豊田新利根土地改良区の益々のご発展と、組合員の皆様方のご健勝をご祈念申し上げますご挨拶とさせていただきます。

## 令和五年度 通常総代会開催

令和五年三月二十日通常総代会が開催されました。  
総代五十二名（定数六十名）の出席、議長に第十二選挙区より、信嶋求  
實総代が選出され、全十二号議案が原案どおり、可決されました。

### 令和五年度 通常総代会提出議案

#### 第一号議案

令和四年度豊田新利根土地改良区変更  
事業計画について

#### 第二号議案

令和四年度豊田新利根土地改良区事業  
資金借入変更限度額及び借入先について

#### 第三号議案

令和四年度豊田新利根土地改良区一般  
会計収入支出補正予算（案）について

#### 第四号議案

令和五年度豊田新利根土地改良区事業  
計画について

#### 第五号議案

令和五年度豊田新利根土地改良区賦課  
金の賦課及び賦課金の端数取扱い並びに  
賦課徴収方法について

#### 第六号議案

令和五年度豊田新利根土地改良区役員  
報酬について

#### 第七号議案

令和五年度豊田新利根土地改良区事業  
資金借入について

#### 第八号議案

令和五年度豊田新利根土地改良区地元  
分担金の納付について

#### 第九号議案

令和五年度豊田新利根土地改良区一般  
会計・特別会計収入支出予算（案）につ  
いて

#### 第十号議案

令和五年度豊田新利根土地改良区一般  
会計一時借入金について

#### 第十一号議案

豊田新利根土地改良区歳計現金預入先  
について

#### 第十二号議案

豊田新利根土地改良区欠損処分につ  
いて





## 令和5年度 一般会計予算の内訳

(単位：円)

収 入		支 出	
1. 土地改良事業収入	380,483,887	1. 土地改良事業費支出	402,461,000
2. 付帯事業収入	3,063,000	2. 一般管理費支出	121,613,766
3. 基本財産運用収入	11,100	3. 土地改良事業負担金支出	99,368,000
4. 特定資産運用収入	6,660	4. 借入金返済支出	62,781,000
5. 補助金等収入	30,377,000	5. 支払利息	500,000
6. 交付金収入	21,960,000	6. 固定資産取得支出	7,000
7. 寄付金収入	1,000	7. 出資金取得支出	1,000
8. 業務受託料収入	1,551,766	8. 差入保証金差入支出	1,000
9. 雑収入	13,674,643	9. 納付換地清算金支出	0
10. 借入金収入	188,425,000	10. 基本財産積立支出	1,000,000
11. 基本財産取崩収入	2,000	11. 特定資産積立支出	43,501,000
12. 特定資産取崩収入	70,010,000	12. 雑支出	600,000
13. 固定資産売却収入	5,000	13. 他会計繰出金	3,000,000
14. 出資金返還収入	1,000	14. 繰越金	0
15. 差入保証金回収収入	1,000	15. 予備費	15,539,321
16. 交付換地清算金収入	0		
17. 徴収換地清算金収入	0		
18. 他会計貸付金回収収入	31		
19. 他会計繰入金	3,000,000		
20. 繰越金	37,800,000		
計	750,373,087	計	750,373,087

令和5年度一般賦課金  
8,700円／1,000m<sup>2</sup>

- ・ 経常賦課金  
6,600円／1,000m<sup>2</sup>
- ・ 特別賦課金  
2,100円／1,000m<sup>2</sup>

期別	賦課金	納期
1期	2,900円	5月31日
2期	2,900円	10月2日
3期	2,900円	11月30日

令和5年度 年賦償還金 1,000m<sup>2</sup>当

No.	地区名	賦課額	納期	最終年度
1	県営上根本	3,600円(用・排水) 1,000円(暗渠)	7月31日	令和18年度

令和5年度 特別会計賦課金 1,000m<sup>2</sup>当

No.	地区名	賦課額	納期
1	県営利根北部	700円(償還金)	7月31日
2	県営利根西部	1,100円(経常) 60円(償還金)	7月31日
3	県営利根南部	1,300円(経常)	7月31日

# 臨時総代会開催

令和四年十一月十日臨時総代会が開催されました。  
総代四十八名（定数六十名）の出席、議長に第十二選挙区より、信嶋求實総代が選出され、全八号議案が原案どおり、可決されました。

## 令和四年度 臨時総代会提出議案

### 第一号議案

令和三年度豊田新利根土地改良区財産目録、事業報告書について

### 第四号議案

令和四年度豊田新利根土地改良区変更事業計画について

### 第二号議案

令和三年度豊田新利根土地改良区一般会計、特別会計収入支出決算について

### 第五号議案

令和四年度豊田新利根土地改良区事業資金借入変更限度額及び借入先について

### 第三号議案

豊田新利根土地改良区事業計画変更に伴う借入額変更について

### 第六号議案

令和四年度豊田新利根土地改良区事業計画について

### 第七号議案

令和四年度豊田新利根土地改良区県単事業収入支出予算(案)について

### 第八号議案

令和四年度豊田新利根土地改良区一般会計、特別会計収入支出補正予算(案)について



**採用**  
**臨時職員**  
**石山由美子さん**  
 (会計課賦課徴収係)  
 令和四年九月採用

**事務局人事**

## 令和三年度 一般会計決算報告

(単位：円)

収 入		支 出	
1. 組 合 費	344,176,512	1. 事 務 費	98,640,568
2. 年 賦 賦 課 金	3,132,550	2. 徴 収 費	2,713,310
3. 雑 収 入	4,512,846	3. 維 持 管 理 費	154,116,601
4. 過 年 度 収 入	4,358,648	4. 分 担 金 及 び 負 担 金	91,050,203
5. 負 担 金	33,030,235	5. 区 債 及 び 借 入 金	75,692,374
6. 繰 入 金	1,700,000	6. 財 産 費	19,500,000
7. 区 債 及 び 借 入 金	67,400,000	7. 改 良 工 事 費	20,814,200
8. 繰 越 金	60,255,548	8. 諸 費	1,670,642
9. 排 水 協 力 金	3,347,100	9. 予 備 費	0
10. 使 用 料	2,179,492		
計	524,092,931	計	464,197,898

収入支出差引残金 59,895,033円は、令和4年度へ繰越

## 令和三年度 特別会計決済報告

(単位：円)

会 計 名	収 入 額	支 出 額	残 額
1. 県 営 利 根 北 部 地 区	110,027,956	103,460,020	6,567,936
2. 県 営 利 根 西 部 地 区	48,360,334	44,490,407	3,869,927
3. 県 営 利 根 南 部 地 区	2,348,941	1,736,941	612,000
4. 基 幹 水 利 施 設 管 理 事 業	19,020,000	19,020,000	0
5. 団 体 営 維 持 管 理 適 正 化 事 業 第 44 期 生	20,700,000	20,700,000	0
6. 県 単 かんがい排水事業源清田地区	9,240,000	9,240,000	0
7. 基 本 財 産 積 立 金	223,972,529	0	223,972,529
8. 地 区 除 外 決 済 金 積 立 金	113,773,047	0	113,773,047
9. 職 員 退 職 給 与 積 立 金	32,933,155	0	32,933,155
10. 公 車 購 入 積 立 金	10,642,318	1,000,000	9,642,318
11. 国 県 営 償 還 準 備 積 立 金	161,785,970	0	161,785,970

残金は4年度に繰越

## 令和三年度 財 産 目 録

(単位：円)

資 産	流 動 資 産	1,546,534,705
	固 定 資 産	94,600,721
	計	1,641,135,426
負 債	計	1,466,609,563



## 令和4年度 管内事業実施実況

(単位：千円)

事業名	地区名	事業費	事業量
かんがい排水事業	県営早井東部	24,725	河内第1機場 付帯工(吸水槽)
経営体育成基盤整備事業	県営利根西部	719,310	1期地区 仕上整地工 31.8ha、パイプライン工 29.3ha、用水機場工 1ヶ所、法面補修工 1式 2期地区 仕上整地 40.6ha、用水機場工 2ヶ所、横断暗渠工 4ヶ所、L型水路 500 m
経営体育成基盤整備事業	県営利根南部	44,075	測量設計、換地費一式
団体営基幹水利施設管理事業	新利根川沿岸	19,040	十角・布鎌排水機場 維持管理業務委託
団体営維持管理適正化事業 第43期生	豊田新利根	7,100	豊田分水口 ゲート本体及び巻上げ機の補修
団体営維持管理適正化事業 第45期生	豊田新利根	14,200	羽原谷津第2機場 深井戸ポンプ設備改修及び井戸清掃
県単かんがい排水事業	源清田	12,650	道路横断工 3箇所
県単かんがい排水事業	中沼	3,740	中沼機場 ポンプ設備改修
県単農業水利施設強靱化促進事業	早井	3,000	早井機場水利権の変更・更新
県単かんがい排水事業	半田	5,390	半田機場ポンプ設備整備

### 基幹水利施設管理事業 新利根川沿岸地区



十角排水機場



布鎌排水機場

## 次のようなときは土地改良区に手続きをしてください

- ◎ 農地の **相続・売買・贈与・賃借・交換** などしたとき
- ◎ 農業者年金受給のため **経営移譲** のとき
- ◎ 組合員の **死亡** 及び **住所** の変更があったとき

以上のような変更の場合は、資格得喪の通知書を総務課まで届出てください。

また提出する際、本人確認をいたしますので、本人確認できるもの（免許証、保険証等）をご持参の上、新資格者の方が提出してください。

※資格得喪の通知書は、添付されている用紙をご使用ください。

- ◎ 田を **宅地等** に転用するとき
- ◎ 田を **公共事業用地（道路、公園等）** に転用するとき

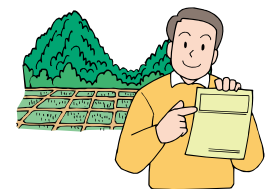
以上のような場合は、地区除外申請書、農地転用届を総務課まで届出下さい。

☆ 資格の異動（名義変更）、農地転用（地区除外）の届出は、土地改良法第43条の規程により組合員から土地改良区へ **通知することが義務付けられています。**

**届出のない場合** は、土地改良区の **台帳は変更されません。**

賦課金は、そのまま賦課されてしまいますのでご注意ください。

- ◎ 土地改良区の施設等を（出入り口等に）使用したいとき  
上記の場合は、総務課まで申請して下さい。



## 延滞金について

督促状を受けた場合は、滞納日数に応じ滞納額に年14.6%の割合を乗じて計算した延滞金を頂きます。

## 滞納賦課金は、新しい組合員が負担

農地の異動（売買等）の場合、滞納賦課金のある農地を取得しますと土地改良法第四十二条の規程により取得した組合員が滞納賦課金を納付しなければなりません。

取得の際には、よく確認して下さい。

## 口座振替のおすすめ 安全・確実・便利

- 納入通知書の紛失や納期忘れがなく納入できます。
- 納入の為、土地改良区や金融機関に出向く必要がありません。
- 稲敷農協、水郷つくば農協で口座振替をご希望の方は、土地改良区会計課及びJA稲敷（西部支店）、JA水郷つくば（竜ヶ崎中央、竜ヶ崎西部、牛久、わかぐさ支店）に「賦課金等預金口座振替依頼書」が置かれていますので、所定の事項を記入し、通帳届け印を押印して提出してください。
- 常陽銀行、筑波銀行、水戸信用金庫より口座振替をご希望の方は、土地改良区会計課までご連絡ください。
- 郵便局より口座振替、及び払い込みをご希望の方は土地改良区会計課までご連絡ください。

# 長竿地区農地を考える会

## 令和四年度関東農政局多面的機能発揮促進事業局長優秀賞を受賞

長竿地区農地を考える会が令和4年度『関東農政局多面的機能発揮促進事業局長優秀賞』を受賞され、さいたま新都心合同庁舎において表彰式が行われ、関東農政局長より表彰状が授与されました。



### 組織の概要

平成29年度に本組織を設立し、農業者の高齢化や後継者不足に伴い、農業施設等の農地維持が困難になってきていることから、施設の適切な維持管理の実施、地域コミュニティの強化を目的とし活動を実施しています。

### ＊地域資源保全活動

草刈りや泥上げ作業には非農家を含め多数の参加がある。また、大型機械を導入し泥上げ作業を行うなど、作業の効率化を図っている。

### ＊景観形成活動

シニアクラブを中心に農道沿いにアジサイやひまわりなど、植栽活動を実施している。

### ＊地域住民との交流活動

学校やシニアクラブと連携し、遊休地を利用してサツマイモ、ジャガイモや大根の農業体験を実施している。収穫した野菜で焼き芋大会を実施するなど、交流活動を実施している。



### ＊施設の維持管理活動

自分たちで出来ることは自分たちでやることを念頭に、地区内にいる技術者の協力により、大型機械を使用する水路の補修や農道の舗装工事においても、直営で施工している。

### 取り組みの成果

- 植栽活動や清掃活動を通じてより多くの住民が参加するようになり、地域のコミュニティの強化に繋がっている。
- 農業体験を通じて農業への理解を醸成するとともに、世代間交流が促進されている。
- 地元合意のもと計画的に施設の補修更新を直営施工により実施し、地域の施設に対する意識の向上に貢献している。

## 多面的機能支払は地域の共同活動を支援します！

**交付金額**

水田50haの活動範囲で  
①、②の両方に取り組む場合  
最大で年270万円が交付されます

10aあたり基本交付単価(1年間)

種別	①農地維持支払 【必須】	②資源向上支払 (共同)	①、②の両方 に取り組む場合	③資源向上支払 (長寿命化)
水田	3,000円	+2,400円	5,400円	(+4,400円)
畑	2,000円	+1,440円	3,440円	(+2,000円)
草地	240円	+ 240円	480円	(+400円)

※②資源向上支払(共同)の交付単価は活動の内容によって変更となる場合があります。  
 ※③資源向上支払(長寿命化)の交付単価は参考額です。  
 ※負担割合 国 1/2、県 1/4、市町村 1/4  
地元負担は発生しません

問合せ先  
 ○豊田新利根土地改良区総務課(電話: 0297-84-2226)  
 ○市町村土地改良関係課  
 ○茨城県南農林事務所土地改良部門(電話: 029-822-5045)

『多面的機能支払交付金』に  
より地域の共同活動に対して  
交付金が支払われます

交付金は活動参加者の日当  
や、必要な資材の購入費等  
に充ていただけます

**交付金の支払い対象となる活動例**

① 農地維持支払

法面の草刈り

水路の泥上げ

② 資源向上支払(共同)

水路の補修

植栽活動





# 豊かな農地を守るために ナガエツルノゲイトウ (特定外来生物※) の 侵入・定着を防ぎましょう

※外来生物法で指定された、生態系や農林水産業に被害を及ぼす海外起源の生物。栽培・移動等は許可が必要。

## ナガエツルノゲイトウ (ヒユ科)

- ・南米原産の多年草（国内の系統は種子をつけない）。
- ・水草で河川や池で大群落となり、水面をマット状に覆う。
- ・茎は千切れやすく、節や根から活発に再生。拡散しやすい。
- ・水陸両生なので、畔や畑地にも侵入。耐塩性も高い。
- ・関東以西の河川、水路、水田、畦畔などに侵入相次ぐ。



↑ 茎断片から萌芽

根断片から再生 →



## ～ナガエツルノゲイトウの防除とまん延の防ぎ方～

ナガエツルノゲイトウの侵入が報告されている地域（環境省ウェブサイトで紹介）では、農地に侵入・定着させないために、水利施設や水路、給水栓まわりなどをこまめに点検し早期発見に努めます。

## もし農地周辺でナガエツルノゲイトウが見つかったら（具体的な防除・対策例）

### 水田内

・水稲用除草剤（初期剤や初中期剤）の体系処理で防除します。とくに給水栓まわりや畔際の防除を徹底します。

**まん延ほ場では後期剤の使用と水稲刈跡に茎葉処理剤（グリホサートなど）の散布が効果的です（降霜期までに）。**

・河川など取水源に定着している地区では、**給水栓口にネット等を取りつけ**、かんがい用水経路での侵入を防止します※1。

・循環かんがい地区では、特に代かきや田植え時の落水時に**水尻にザル等を置いて茎断片の流出を防止**します※1。

※1 回収したナガエツルノゲイトウは水気を切り、ゴミ袋に入れ固く口を結び、焼却処分してください（詳しくは地方環境事務所等にお問い合わせください）。

給水栓に収穫ネットの取り付け例



代掻き時に流出した断片

### 畦畔

・刈り払いによって断片が農地に侵入するおそれがあるので、定着が見られる畦畔では除草剤中心の管理を行います。

**茎葉処理剤の効果的な散布時期は9月以降～降霜期までの期間**です。

・農地も畦畔際の防除（茎葉処理剤の秋散布など）に努めます。

### 水路まわり

・除草剤が使用できないので、**遮光率100%の耐水シート（推奨規格：#7000）**を敷設します（遮光率が99%以下だと完全に枯死させられません）。

・シートで覆っても完全枯死には長い時間（1年半から数年程度）かかるので、耐久性のあるシートを選んでください。なお、外来種駆除活動には農林水産省の多面的機能支払交付金などが利用できます。市町村の担当窓口にご相談ください。また、ナガエツルノゲイトウの侵入が確認された農地とトラクターなどの農機を共用する場合、未侵入農地の作業を先にしたり、**侵入農地での作業後は泥落としなどの農機洗浄を徹底**してください。

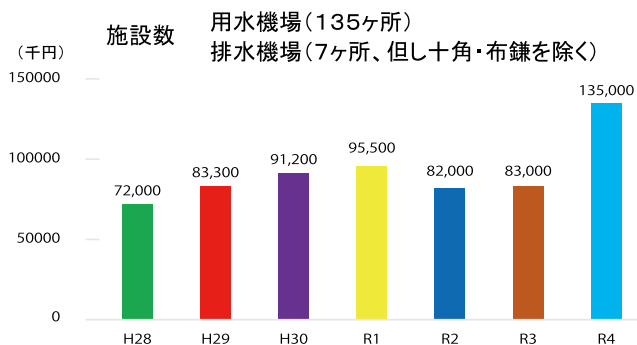
※農研機構資料「豊かな農地を守るためにナガエツルノゲイトウ（特定外来生物）の侵入・定着を防ぎましょう」より引用

# おねがい

## ● 用水機場の休止及び用排水機場電力料金の推移について

管内の機場電力料金は下記のとおり、平成28年度と比較すると概ね**1.9倍**の料金を支払いました。電力料金の**高騰が続き**、經常賦課金の約**1/2**を充当している現状です。組合員の皆様におかれましては、引き続き節電に御理解、御協力をお願い致します。**なお今年度より休電日が早まり、5月30日より7月7日までの毎週火・金曜日、7月12日から毎週水曜日、休ませていただきます。**

近年、農家の方より「パイプラインの水の出が悪い」との苦情が出ておりますので水の掛け流し等はお止め下さい。また、パイプラインの蛇口を改造している方は復旧して下さい。



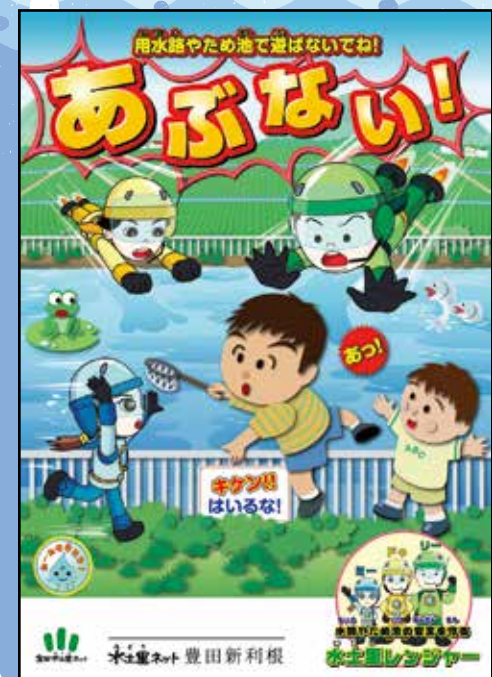
## ● パイプライン蛇口の盗難について

平成19年度より毎年、管内全域で蛇口の盗難について、数多くの報告が寄せられております。真鍮製の蛇口は盗難されやすいので、プラスチック製の蛇口への交換をおすすめしております。



## 水難事故から子供を守ろう

4月から8月まで水路には水が溢れています。子供たちが水路の近くで遊んでいたら注意をして事故から守りましょう。



## ● 水路は、田圃の血管です

最近、水路に様々な投棄物（電化製品、タイヤ、一般家庭ゴミ等々）があります。それらを処分するには産業廃棄物として処分しなければなりませんし、経費も掛かります。又、パイプラインの目詰まりの原因にもなります。台風、大雨の時には冠水して作物に被害が及ぶことになります。皆さんの水路です。不法投棄を目撃した時は御一報願います。

